長崎高教組新聞

発行
長崎県高等学校教職員組合
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
☎ (095)-827-5882
Fax (095)-826-2976
編集責任者　佐藤真一郎
購読料　一部１０円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

県教研オンライン講演会
ハラスメントをなくそう

長崎県教育研究集会（県教研）を、11月6日にオンラインで開催しました。弁護士の中鋪美香さん（諫早総合法律事務所）が「ハラスメントをなくすには」とのテーマで講演し、ハラスメントとは何か、ハラスメントのない職場をつくるために何が必要かなどを学び合いました。講演の概要を紹介します。

【ハラスメント】『嫌がらせ、いじめ』。教育、研究、学習、就労に関して、相手方に不利益や損害を与え、もしくは個人の尊厳または人格を侵害する行為。民事、刑事、身分上の責任が伴う。

【パワハラ】「同じ職場で働く者に対し、地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務上適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」（厚労省）。該当するかどうかの判断には、「業務の適正な範囲」を超えるか否か、業務遂行に必要かつ相当かがポイント。

被害に気づくためには、発言や指導が必要か、言い過ぎ、やりすぎではないかとの視点が必要。

講演を真剣に聞く参加者

【セクハラ】「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されること（男女雇用機会均等法）。職場のセクハラは、対価型と環境型の２つ。対価型は、労働条件で不利益（解雇、配置転換、降格等）を受けるもの。環境型は、就業環境の被害を受けるもの（就業意欲の低下、苦痛を感じて業務に専念できない、仕事が手につかない等）。

加害者の傾向は
①事実関係を否認
②事実を消極的評価
③被害者に責任転嫁

加害者がセクハラと気づかない要因は次の２点。①上下関係や信頼関係など被害者がＮＯと言えない関係がある。②根本的な経験則が特に男女間で違う。

被害に気付き、加害者とならないために必要な認識は２点。①「嫌がっていない＝合意している」ではない。相手の内心を配慮する。②自分の当たり前は絶対ではない。自分の物差しだけで判断しないようにする。

【雇用者の責任】

セクハラは男女雇用機会均等法に、パワハラはパワハラ防止法に、指針が定められており、公務員にも適用される。

裁判では、職場環境配慮義務が問題となることが多く、県内でもいくつかの事例がある。相手方の主張の定番は、①事実関係を否認、②事実を消極的に評価、③被害者に責任転嫁。

泣き寝入りしないために必要なことは２点。①客観的な資料（録音、ＬＩＮＥのやり取り・バックアップ、写真等）を残すこと。②「第三者の証言」の証拠価値の低さ（協力の難しさ、人の記憶の不確かさ）を忘れないこと。

泣き寝入りしないため
①客観的資料を残す
②「第三者の協力」は難しいと理解する

ハラスメント事案の深いところが聞けて新鮮だった／ハラスメントの事例が職場の中に散見していると感じた／自分自身の行動を振り返ってハラスメントがないか心配になった／県にスクールローヤーを設置して、気軽に相談できる体制が必要だと感じた／パワハラは記録を残すことが大切であると再認識した／飲み会や二次会も「職場」に入ること、第三者の証言はあてにならないことを意識して、泣き寝入りしないようにしていきたい／ハラスメントがスムーズに解決する職場は、管理職が毅然とした対応をすることが多いと聞き、管理職を育てる視点も必要だと感じた。

参加者の主な感想
相談機関が必要

新しい仲間の嬉しいコメント
活動を目の当たりにし加入を決意

力になれればと語る當山暢平さん。

私は、以前から『教員の働き方改革』に興味がありました。これまで大規模進学校、離島の学校と勤務してきましたが、かなりの長時間労働をしていたと思います。３年生の進学クラスの担任をしていたとき、教員志望の生徒に対して「教員は忙しくて大変だよ。大丈夫？」と、『教員という仕事』に対して生徒に胸を張って勧めることができませんでした。切ない気持ちになったのを覚えています。

昨年度、佐世保中央高校定時制夜間部に転勤し、生徒や教職員のために献身的に働く組合員の先生方と出会いました。高教組のことは何となく知っていましたが、実際に教員の待遇や職場環境改善のために活動されている先生方を目の当たりにし、これまで文句を言うばかりで何もしてこなかった自分を反省するとともに、少しでも力になれればという思いから組合への加入を決意しました。

教員採用試験の倍率低下が問題になっています。教員志願者を増やすには、現場の教員が自分の仕事に誇りをもち、子どもたちに対して、『教員という仕事』を自信もって勧めることができるよう、魅力あるものに変えていくべきだと思います。そのためには長時間労働の是正など、待遇や職場環境の改善が必要不可欠です。まだまだ勉強不足ですが、少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

當山　暢平（とうやま　ようへい）　佐世保中央高等学校定時制夜間部

北松農業分会の皆さん。

シリーズ 分会訪問⑧

11月1日、北松農業分会と佐世保北分会を鍛治委員長が訪問しました。それぞれの職場の状況・課題について、次の通り把握しました。今後の交渉に活かしていきます。

【北松農業】 ①生活科の教員が1人退職したあと補充がなく、残った教員の負担が大きくなっている。何とかしてほしい。②パソコンを使用した授業が求められるなど、昔に比べて仕事は増えているので、増やすばかりでなく削減もしてほしい。③一人一台端末の配付は、全員利用と言うなら実習教員にも配付すべき。

【佐世保北】 とにかく教職員の数を増やしてほしい。

中高で学校行事の代休や定期考査にズレがあり、両方で授業を担当している教員は休めなかったり年休が取りづらかったりする。それぞれ別に教員を配置してほしい。

部活動はほぼ1人の教員が1つの部を担当しており、その教員が3年担任だと誰も指導につけない日が多くある。

SCやSSWに悩みを相談できない生徒も増えており、数を増やしてほしい。

＊ ＊

北松農業分会の①については、後日の交渉の際に県教委に確認したところ、「後任を見つけられない」との回答でした。後任の確保を急ぐよう要求し、根本的には臨時教職員の待遇改善などが必要と指摘しています。

また、両分会で「賃金リンク」に関し質問・意見がありました。「公平で客観的な評価ができるか」「管理職の顔色を見て仕事をする教職員が増えてくるのではないか」などの声を聞きました。多くの職場に共通の懸念だと思います。今後の交渉に活かしていきます。

佐世保北分会の皆さん。

実習教員部の皆さん。投票日でも駆け付けて下さった。

実習教員部 第44回定期大会

討論・学習に華が咲く

実習教員部は、第44回定期大会を、大村市で開催しました。以下は、東川部長からの報告です。

＊ ＊

令和3年10月31日（日）第44回実習教員部定期大会を郡地区公民館にて開催いたしました。開催当日は、衆議院選挙投票日でもあり参加者は投票を済ませての参加？でした。また、新宿ではにぎわうハロウィン当日でもありましたが仮装での参加はなく、真剣な会議となりました。

挨拶を済ませ、議事に入りスムーズな進行でした。ここ数年討論・学習会に重きを置いた会議形式にしているため、今年度も討論・学習会には華が咲きました。

①賃金に関する問題

●基礎資格により主任承認時の給与に差がある

●定年延長や再任用による給与の変更について、退職時期により退職金に影響がでる

●賃金リンクについて

②事前アーケート

●タブレットの配布問題

●生徒評価、業務の多忙化など

一部の紹介ですが、予定時間を大幅に超えた会議となり先生方の熱意を感じました。

全ては「生徒のために」そして生活を守り、仲間とともに学び励ましあいました。

実習教員部で現在最も必要なものは「数」です。呼びかけをお願いいたします。

全教青年部委員会

取り組みを学び合う

松尾青年部長

全教青年部委員会が10月24日に開かれ、長崎からは松尾部長が出席しました。以下は松尾部長の報告です。

＊ ＊

10月24日、オンラインで開催された全教青年部委員会に出席しました。リード報告、全体討論ではコロナ禍の学校の状況だけでなく、「組合員の確保」や県教委への交渉に向けた職場での効果的な「アンケートの実施方法」などの意見交換をしました。印象に残ったのは、アンケートをただ実施するのではなく、「雑談の中に答がある」を念頭に、会話をしてその内容をアンケートの回答に落とし込んでいるという県があったことです。組合員の数が多く、業務に余裕のある時期に実施できれば非常に有効な方法だと思いましたが、同時に大変な作業だと感じました。

学校の現状報告では、特別支援学校に勤務されている先生の話が印象に残りました。学校を飛び出してしまう生徒、放課後になっても席から立たず帰宅しようとしない生徒、1日中暴言を吐き続ける生徒についての報告がありました。私が日ごろ経験していることは、序の口だと感じました。生徒の指導で考え過ぎてしまい、落ち込むこともあります。しかし、全国にはもっと苦労をされている先生がいることを知り、少しは気持ちが楽になりました。

私は、まだ組合のことをほとんど知らず、何をしたら良いのかもさっぱりわかっていません。まずは、長崎高教組青年部の先生方と繋がり、色々な話をし、多くのことを吸収したいと思います。そして、労働環境の改善に向けて考えていきたいと思います。

最後に、中国四国九州ブロック青年教職員学習交流集会（11月27日）、全国青年教職員学習交流集会TANE！（12月25・26日）の案内を送りますので、青年部の先生方の積極的な参加をお待ちしています。